

新型インフルエンザワクチンの接種費用を助成します

新型インフルエンザワクチンの接種費用は、全国一律で1回目＝3,600円、2回目＝2,550円（1回目と異なる医療機関で接種する場合は3,600円）です。国・県・市では接種に係る費用の経済的負担を軽減するため、生活保護世帯・市民税非課税世帯の優先接種対象者に対して接種費用の助成を行います。

また、西条市では独自に、一部の優先接種対象者に対する助成を行います。

生活保護世帯・市民税非課税世帯の優先接種対象者に対する助成

■助成方法

○愛媛県内の医療機関で接種する場合

助成に必要な書類（下表参照）を準備・記入してから、接種時に医療機関窓口へ書類を提出してください。書類に不備等がない限り、接種費用を支払う必要はありません。

○愛媛県外の医療機関で接種する場合

医療機関窓口で接種費用を支払い、助成に必要な書類（下表参照）を持って、各保健センター、市庁舎別館5階会議室、各総合支所市民福祉課のいずれかで申請をしてください。後日、指定の口座に助成金を振り込みます。

■助成の対象者・助成率・助成に必要な書類

助成の対象者	助成率	助成に必要な書類	
		県内で接種の場合	県外で接種の場合
生活保護世帯の優先接種対象者	100%	・被保護者証明書 ・助成金交付申請書 ・代理受領委任状	・接種費用の領収書 ・新型インフルエンザ予防接種済証 ・普通預金通帳 ・印鑑（スタンプ印は不可）
世帯員の全員が市民税非課税の優先接種対象者	100%	・市民税非課税証明書 ・助成金交付申請書 ・代理受領委任状	

※被保護者証明書は市庁舎別館社会福祉課、各総合支所市民福祉課で交付します。市民税非課税証明書は市庁舎本館納税課、東予総合支所税務課、丹原・小松総合支所総務課（税務係）で交付します。助成金交付申請書と代理受領委任状も各担当課であわせてお渡しします。

西条市独自の優先接種対象者の方に対する助成

■助成方法

医療機関窓口で接種費用を支払い、助成に必要な書類（下表参照）を持って、各保健センター、市庁舎別館5階会議室、各総合支所市民福祉課のいずれかで申請をしてください。後日、指定の口座に助成金を振り込みます。

■助成の対象者・助成率・助成に必要な書類

助成の対象者（いずれも市民税課税世帯の方）		助成率	助成に必要な書類
①	医療従事者、妊婦	100%	・ 接種費用の領収書 ・ 新型インフルエンザ予防接種済証 ・ 普通預金通帳 ・ 印鑑（スタンプ印は不可）
②	基礎疾患のある方	2分の1	
③	1歳～小学校3年生	3分の1	
④	1歳未満の小児の保護者		
⑤	①～③の対象者のうち、身体上の理由で予防接種ができない方の保護者等		